



八千代市監査公表第23号

平成31年2月19日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による健康福祉部の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

健康福祉部

- (1) 健康福祉課（福祉総合相談室，市営霊園を含む。）
- (2) 生活支援課
- (3) 長寿支援課（地域包括支援センターを含む。）
- (4) 障害者支援課（児童発達支援センター，障害者福祉センターを含む。）
- (5) 健康づくり課（保健センターを含む。）
- (6) 国保年金課

2 監査の範囲

平成30年度（平成30年11月末現在）における健康福祉部所管の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

平成30年11月14日から平成31年2月18日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとして執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（要望事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	区分	内 容
健康福祉課		特に指摘，要望する事項はない。
福祉総合相談室		特に指摘，要望する事項はない。
市営霊園		特に指摘，要望する事項はない。
生活支援課		特に指摘，要望する事項はない。
長寿支援課		特に指摘，要望する事項はない。
地域包括支援センター		特に指摘，要望する事項はない。
障害者支援課	要望事項	<p>1 八千代市身体障害者福祉会運営費補助金について</p> <p>当該補助金については交付要綱が整備されているが，補助対象経費については明確になっていない。このことから，事業費補助を原則に，人件費の算定基準について抜本的に見直した上で，補助対象経費についての詳細な要領等を作成するとともに，補助金交付の際には交付対象事業及び交付対象経費を明確にされたい。</p> <p>また，自主事業の拡大により，より自立的な事業運営を図れるよう，補助対象団体へ積極的に指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成 29 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度監査における要望事項を踏まえ，引き続き補助対象経費についての詳細な要領等の作成等に努められたい。</p>
児童発達支援センター		特に指摘，要望する事項はない。
障害者福祉センター		特に指摘，要望する事項はない。
健康づくり課		特に指摘，要望する事項はない。
保健センター		特に指摘，要望する事項はない。
国保年金課		特に指摘，要望する事項はない。